

No. 20

制 度 名	介護給付費負担金	主管課名	長寿福祉課 地域包括ケア推進室 地域支援 G		
		問合せ先	029-301-3332		
目的・趣旨	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように公費負担をする。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 市町村が行う介護保険事業					
〔対象経費〕 総介護費用のうち、利用者負担分を除いた介護給付及び予防給付に要する費用 (介護給付・予防給付) 居宅(介護予防)サービス費、地域密着型(介護予防)サービス費、施設サービス費、 特定入所者介護(介護予防)サービス費、高額介護(介護予防)サービス費 等					
〔補助限度額等〕					
(1)公費負担分 50%					
①国 25%					
(調整交付金として平均5%を含む) (都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設の給付費は20%)					
②県 12.5%					
(都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設の給付費は17.5%)					
③市町村 12.5%					
(2)保険料 50%					
①第1号被保険者保険料 23%					
②第2号被保険者保険料 27%					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村の介護保険事業		25% (一部20%)	12.5% (一部17.5%)	12.5%	—
〔令和8年度当初予算額〕 37,171,462千円		〔令和8年度補助対象団体〕 水戸市外 43市町村			
〔備考〕					